

## 合 併 公 告

平成 19 年 2 月 2 日

株主及び債権者各位

大阪市中央区南本町二丁目 6 番 12 号  
株 式 会 社 C D G  
代表取締役 藤 井 勝 典

当社は、平成 19 年 2 月 1 日開催の取締役会において、平成 19 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、当社の完全子会社である株式会社福岡クリエート（本店所在地 福岡市南区長住五丁目 11 番 26-202 号）、株式会社岡山クリエート（本店所在地 岡山市磨屋町 10 番 20 号）及び株式会社札幌クリエート（本店所在地 札幌市中央区南二条東二丁目 9 番地）の 3 社を吸収合併消滅会社として、吸収合併を行うことを決議いたしましたので、下記のとおり公告いたします。これにより効力発生日をもって当社が株式会社福岡クリエート、株式会社岡山クリエート及び株式会社札幌クリエートの権利義務一切を承継し、株式会社福岡クリエート、株式会社岡山クリエート及び株式会社札幌クリエートは消滅することとなります。

この合併は、会社法第 796 条第 3 項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに行うものであります。また、当社は、株式会社福岡クリエート、株式会社岡山クリエート及び株式会社札幌クリエートの全株式を所有しておりますので、この合併による当社の新株式の発行および資本金の額の増加はいたしません。

### 記

1. この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
2. 会社法第 796 条第 4 項の規定に基づき、この合併に反対の株主は、本公告掲載の日から 2 週間以内にその旨をお申し出ください。
3. 会社法第 797 条第 1 項の規定に基づき、この合併に反対で、株主買取請求権を行使される株主は、効力発生日の 20 日前の日から効力発生日の前日までその旨をお申し出ください。
4. 各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(当社)

証券取引法第 24 条第 1 項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しております。

(株式会社福岡クリエート)

掲載紙 官報

掲載の日付 平成 19 年 1 月 17 日

掲載頁 126 頁 (号外第 8 号)

(株式会社岡山クリエート)

掲載紙 官報

掲載の日付 平成 19 年 1 月 17 日

掲載頁 126 頁 (号外第 8 号)

(株式会社札幌クリエート)

掲載紙 官報

掲載の日付 平成 19 年 1 月 17 日

掲載頁 125 頁 (号外第 8 号)

## 公告の中断による追加公告

平成 19 年 2 月 20 日午前 2 時 11 分頃から平成 19 年 2 月 20 日午前 7 時 9 分頃までの 5 時間、サーバーのメンテナンス作業のため、公告を中断しました。